

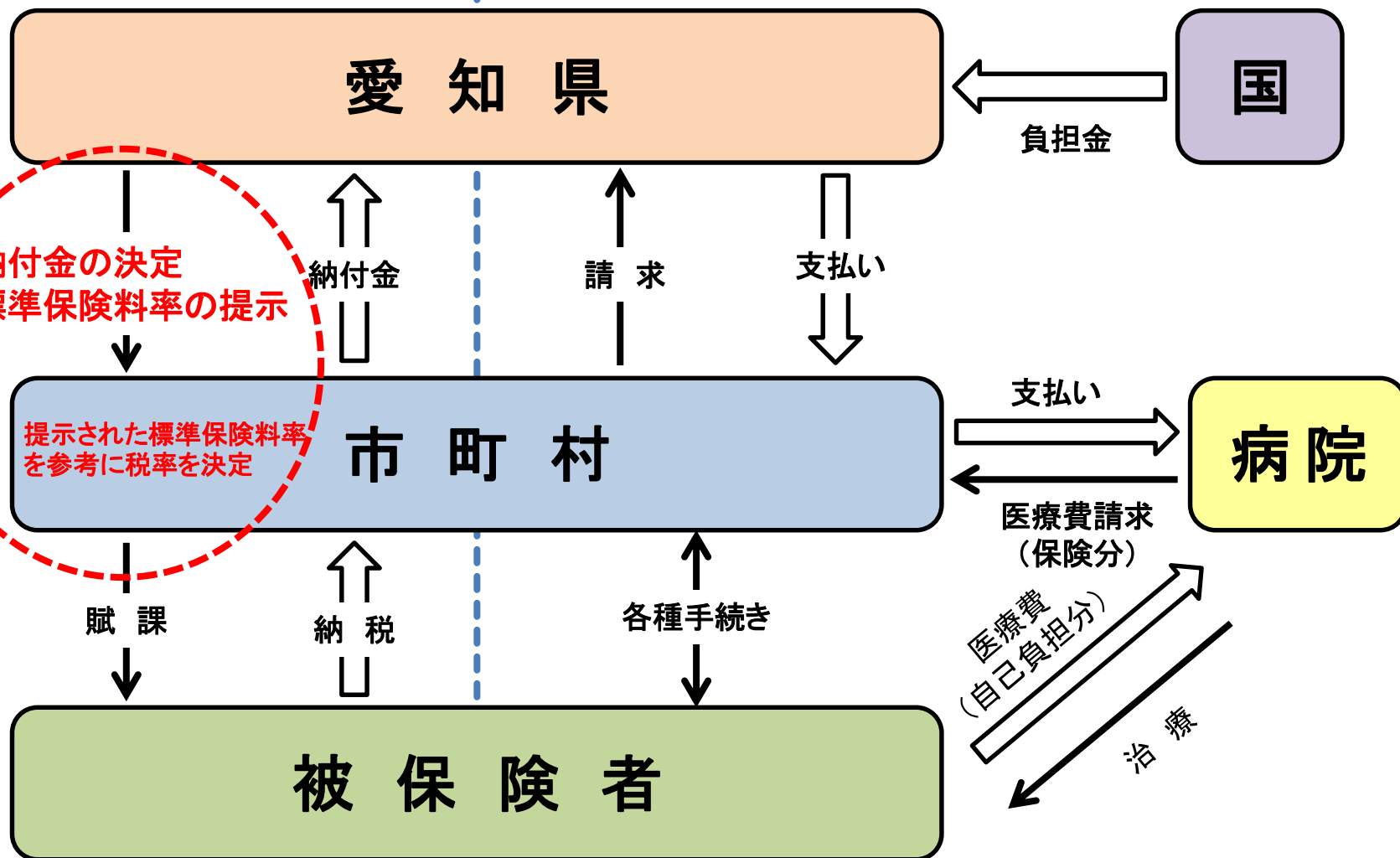
令和3年度 国民健康保険税の税率について

【R3.1.21 安城市国民健康保険運営協議会】

【県単位化後の国民健康保険制度】

【国保税】

【保険給付】



加入の手続き、保険証の発行、各種保健事業などは、今までどおり各市町村で実施

【算定における主な留意事項】

- 1 保険給付費の推計について
令和元年6月～令和2年5月のデータを基に過去2年間の伸び率により算出
- 2 決算剰余金(愛知県)について
決算剰余金累積額約78億円のうち、3分の2に相当する約51億円を活用して減額

年度	保険給付費の総額	被保険者数	1人当たり保険給付費
R2	412,861,068千円	1,431,925人	288,326円
R3	413,210,803千円	1,414,547人	292,115円
比較	+349,735千円 (+0.08%)	▲17,378人 (▲1.21%)	+3,789円 (+1.31%)



項目	R2(現行)	R3(本算定)	比較
納付金額(激変前)	197,394百万円	192,702百万円	▲4,692百万円
納付金額(激変後)	196,622百万円	<u>192,670百万円</u>	<u>▲3,952百万円</u>

【県が示した納付金(令和3年度本算定)】

(一般被保険者での算定・比較)

年度	納付金(一般分)	被保険者数	1人当たり納付金
R2	4,579,672千円	32,669人	140,184円
R3	4,542,844千円	33,286人	136,479円
比較	▲36,828千円 (▲0.80%)	+617人 (+1.89%)	▲3,705円 (▲2.64%)

【県が示した標準保険料率(令和3年度本算定)】

区分	医療分	後期分	介護分	計
所得割	4.70%	2.46%	2.34%	9.50%
均等割	19,232円	9,848円	11,845円	40,925円
平等割	13,381円	6,852円	6,052円	26,285円

【税率の考え方】

- ・原則、県が示す**標準保険料率**を採用
- ・均等割と平等割は、1円単位を切捨て**10円単位**

【令和3年度本算定 国民健康保険税(案)】

区分	医療分	後期分	介護分	計
所得割	4.70% (▲0.23%)	2.46% (+0.08%)	2.34% (+0.37%)	9.50% (+0.22%)
均等割	19,230円 (▲950円)	9,840円 (+270円)	11,840円 (+1,690円)	40,910円 (+1,010円)
平等割	13,380円 (▲690円)	6,850円 (+180円)	6,050円 (+890円)	26,280円 (+380円)

※ 標準保険料率の金額から10円未満切捨、()内は令和2年度(現行税率)との比較

【令和2年度 現行税率】

区分	医療分	後期分	介護分	計
所得割	4.93%	2.38%	1.97%	9.28%
均等割	20,180円	9,570円	10,150円	39,900円
平等割	14,070円	6,670円	5,160円	25,900円

【令和3年度本算定における1人当たり平均課税額の比較(年額) 試算】

項目	R2税率(現行)	R3税率(案)
1人当たり課税額	104,065円	103,573円
現行との比較	±0%	▲0.47% (▲492円)

【本算定の試算について】

事業費納付金等の算定において、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した保険給付費の推計方法や決算剰余金の活用により、被保険者の負担を抑制できる結果となった。

